

三春ダム降雨予測提供業務 企画競争実施の公示

平成27年 2月 5日

東北地方整備局 三春ダム管理所長 小山 幸男



次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 三春ダム降雨予測提供業務
- (2) 業務内容 本業務は、三春ダム流域における降雨予測情報を提供するとともに、その他ダム管理に必要となる気象・防災情報等の監視及び情報提供を行うものである。
- (3) 履行期限 平成27年4月1日から平成28年3月31日

2. 競争入札に付する事項

- (1) 本入札は、新年度予算が成立し、予算示達がなされることを前提条件とする入札とする。
- (2) 本入札に係る開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、契約締結日は平成27年4月1日、履行期限の開始日は平成27年4月1日とする。ただし、平成27年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合には、契約締結日はその予算成立日とする。また、暫定予算となった場合には、予算措置が全額計上されているときは全額での契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

3. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等（調査・研究）」のうち、A、B、C又はD等級に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者であること。
また、競争参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができる。この場合において、開札の時までに競争参加資格の認定を受けていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。なお、開札の時までに、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出しなければならない。
競争参加資格審査の問い合わせ先は、次のとおり。
〒980-8602 仙台市青葉区二日町9番15号
東北地方整備局総務部契約課 工事契約調整係長 稲葉 伸子
TEL 022-225-2171（内線2523）
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者は、競争参加資格の再認定を受けていること。この場合において、競争参加資格確認申請時に、更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写しを提出しなければならない。
- (4) 企画提案書の提出期限の日から契約締結時までの期間に、東北地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 企画提案書提出招請書及び仕様書の交付を受けた者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 業務執行体制に関する要件

企画提案書提出招請書（説明書）「2. 企画提案書の作成及び記載上の留意事項 3) 企画提案書の内容に関する留意事項」による。

(8) 業務実績に関する要件

企画提案書提出招請書（説明書）「2. 企画提案書の作成及び記載上の留意事項 3) 企画提案書の内容に関する留意事項」による。

(9) その他、三春ダム管理所長が必要と認める要件

企画提案書提出招請書（説明書）「2. 企画提案書の作成及び記載上の留意事項 3) 企画提案書の内容に関する留意事項」による。

4. 手続等

(1) 担当部局

① 契約関係

〒963-7722 福島県田村郡三春町大字西方字中ノ内403-4

東北地方整備局 三春ダム管理所 総務係

電話：0247-62-3145（内線213）FAX：0247-62-3170

② 企画提案関係

〒963-7722 福島県田村郡三春町大字西方字中ノ内403-4

東北地方整備局 三春ダム管理所 管理係

電話：0247-62-3145（内線332）FAX：0247-62-3170

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：平成27年2月5日（木）から平成27年3月9日（月）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時30分から17時00分まで

② 交付場所：上記(1)に同じ

③ 交付方法：説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限：平成27年2月23日（月）16時00分まで

② 提出場所：上記(1)①に同じ。

③ 提出方法：電子メールによる送付を原則とする。

(4) 企画提案に関するヒアリング、日時及び場所

日時及び場所：必要があると判断された場合に後日通知する。

5. その他

(1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 関連情報を入手するための紹介窓口 上記4(1)に同じ

(3) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効にするとともに、虚偽の記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他詳細については説明書による。